

# News Release

平成23年7月15日  
消費者庁

## 株式会社日本ホットライフに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社日本ホットライフに対し、住宅用太陽光発電システムの取引に係る表示について、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第2号（有利誤認））に基づき措置命令（別添参照）を行いましたので公表します。

なお、本件は公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）による調査の結果を踏まえ、当庁が措置命令を行うものです。

### 1 株式会社日本ホットライフの概要

所在地 福岡市博多区吉塚四丁目16番29号  
代表者 代表取締役 木村 尚美  
設立年月日 平成16年4月  
資本金 1000万円（平成22年3月現在）

### 2 措置命令の概要

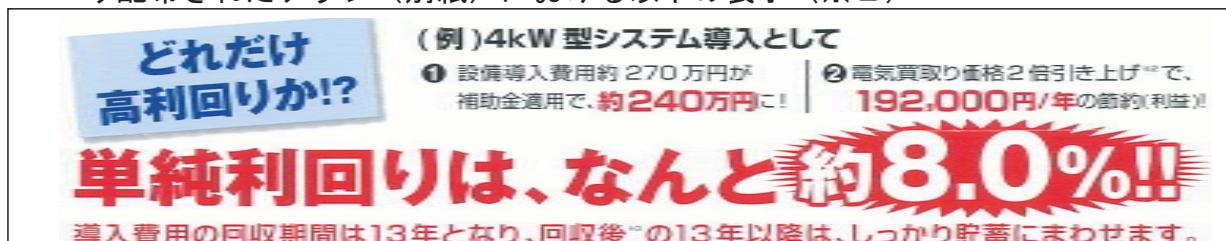
#### (1) 違反事実の概要

##### ア 対象商品

株式会社日本ホットライフが自ら供給し又は子会社を通じて供給する住宅用太陽光発電システム（※1）（以下「本件発電システム」という。）

##### イ 対象となる表示

平成21年10月頃から平成22年6月頃までの間、戸建住宅への投函等により配布されたチラシ（別紙）における以下の表示（※2）



- (ア) 「電気買取り価格2倍引き上げで、192,000円／年の節約（利益）！」
- (イ) 「単純利回りは、なんと約8.0%！！」、「導入費用の回収期間は13年となり、回収後の13年以降は、しっかり貯蓄にまわせます。」等

#### 【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：北川、小野  
電話 03-3507-9239  
ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

## ウ 調査結果

前記イ(ア)の金額は、本件発電システムによる発電電力の全量買取りを前提としているが、4キロワット型の本件発電システムを設置した場合、電力会社が買い取る余剰電力量は、通常、全発電電力の過半を超える程度であり、「太陽光発電の余剰電力買取制度」(※3)の下では、年間192,000円の利益を得ることはできないものであった。

また、前記イ(イ)の費用の回収等については、年間192,000円の利益を得ることができないこと、機器の破損や経年劣化などにより保証期間経過後に機器の交換又は修理を要する場合には、所要の費用の負担が発生することから、8.0%の利回り及び13年の回収期間を実質的に達成できず、本件発電システムの設置後、恒常的かつ安定的に利益を得ることができないものであった。

### (2) 命令の概要

ア 前記(1)イの表示は、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

※1 太陽光エネルギーを電気に変換する設備のこと。主な仕組みについては以下のとおり。

- ① 「太陽電池モジュール」と称するパネルにより、太陽光から直流電力を作る。
- ② 「パワーコンディショナ」により、直流電力から家庭で使用する交流電力に変換する。
- ③ 「屋内分電盤」を通じて、発電した電力を家庭内で利用し、余った電力は電力会社に買い取ってもらう。一方、雨天や夜間など、太陽光による発電電力では足りないあるいは発電できない場合には、必要分を電力会社から購入する。

太陽電池モジュールによる発電や、直流電力から交流電力への変換、電気製品への分電、電力会社への電力の売却・電力会社からの電力の購入などは、すべて自動運転で行われる。

※2 別紙チラシは、株式会社日本ホットライフ及び同社の子会社のうち株式会社日本ホットライフ広島、株式会社日本ホットライフ熊本、株式会社日本ホットライフ福山、株式会社日本ホットライフ関西の計5社により配布された。

※3 平成21年11月に導入された制度で、平成23年3月までに出力などの要件を満たす住宅用太陽光発電システムを設置した者に対する電力会社による電力の買取価格を、従来の約2倍に相当する1キロワットアワー当たり48円としたもの(買取金額は買取開始から10年間固定)。

本制度では、前記※1のとおり、電力会社は住宅用太陽光発電システムが発電した全発電電力を買い取るのではなく、全発電電力から設置者が自家消費した電力を差し引いた余剰電力を買い取ることとなっている。



人にやさしい、地球にやさしい、日本ホットライフのオール電化。

別 紙

知ってましたか？

フレジチの達人  
坂井 宏行

フィギュア  
スケート選手  
浅田 舞

# 太陽光発電システムは、利回り商品として大変有望なのです。

欧州では、太陽光発電が高い利回りを生む投資対象となっています。だから欧州諸国では、導入が進んでいるのです！

## ドイツの場合

電力会社による電気買取り価格は、通常の電力料金の2~3倍に相当します。  
だから電気の売買をしても利益を生むのです。

日本も09年11月から電気買取価格が**2倍**に引き上げられました。

**現在 1kWh当たり約24円 → 48円に!!**

## 太陽光発電システムの3つの大きなポイント



とってもおトク！

電気買取り価格が**2倍**に引き上げ！<sup>※1</sup>

各電力会社が今の2倍の1キロワット時当たり**48円**で買取ります。



しっかりおトク！

国や地方自治体の  
**補助金制度が復活！**

2009年1月から公的補助金制度が復活しました。

今年度は、1キロワット当たり**約7万円**の補助金が出ます。



しかも優しい！

普段の生活の中で、気付かぬうちに  
**地球環境保全に貢献！**

どれだけ  
高利回りか？

(例)4kW型システム導入として

① 設備導入費用約270万円が  
補助金適用で、**約240万円**に！

② 電気買取り価格2倍引き上げ<sup>※2</sup>で、  
**192,000円/年の節約(利益)**!

## 単純利回りは、なんと**約8.0%!!**

導入費用の回収期間は13年となり、回収後<sup>※3</sup>の13年以降は、しっかり貯蓄にまわせます。



「電気倍額買取り制度」と「補助金制度」適用で設備導入費用の回収期間が

今まで 約28年 → 13年でOK!!

回収後<sup>※3</sup>の13年以降の節約分は全て利益になります。

老後のセカンドライフに備えて  
あなたは、どちらに興味がありますか？

太陽光発電導入  
利回り  
**約8%**<sup>※4</sup>

銀行の定期預金  
金利約1%以下

こんなに環境保全に貢献します

太陽光発電の活用で、  
年間CO<sub>2</sub>排出量  
**約61%**<sup>※5</sup>削減

石油の年間消費量  
**約48缶分**<sup>※6</sup> (18L缶)  
相当のCO<sub>2</sub>を削減。



くすの木なら  
**約7本分**<sup>※7</sup> もののCO<sub>2</sub>吸收量に相当します。



●お問い合わせ・ご相談はお気軽に

福岡市博多区博多駅前1丁目12-7

日野ビル1F

株式会社日本ホットライフ

TEL (092)437-3337

FAX (092)437-3338

※1: 昼間→電力会社へ電気を売り(約50円)、夜間→電力会社から電気を買う(約25円)ことで、大きな利益が生まれます。

※2: 1kWh当たり約50円として。

※3: 現在の太陽光発電システムの平均耐用年数は約30年程度です。但し、パワーコンディショナは交換が必要な場合があります。

※4: 電力会社の買取り価格を約50円と想定、また昼間売電(約50円)、夜間売電(約25円)として計算した場合。

(上記の数値は全て弊社調べです)。

※5: 平成18年度版JPEA表示に関する業界自主ルールに基づき、一般家庭の消費電力量における年間CO<sub>2</sub>排出量は、0.36kg-CO<sub>2</sub>/kWh × 5,500kWh/年(年間消費電力量)とし、太陽光発電システムのCO<sub>2</sub>削減効果は、0.3145kg-CO<sub>2</sub>/kWh × 3,842kWh/年(年間予測発電量)とする。

※6: 平成18年度版JPEA表示に関する業界自主ルールに基づき1kWhあたり0.227Lにて算出。

※7: 環境再生保全機構「大気浄化植樹マニュアル」より。

直径10cmのくすの木の場合にて算出。1,208kg-CO<sub>2</sub>/年 ÷ 180kg-CO<sub>2</sub>(単木あたり年間総CO<sub>2</sub>吸収量) = 7本